

令和3年12月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 4件  
(うち食器乾燥機付流し台1件、照明器具1件、ノートパソコン1件、  
延長コード1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 9件  
(うち換気扇1件、電気ストーブ(カーボンヒーター)1件、  
冷風機1件、電動アシスト自転車1件、  
電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、  
空気清浄機(加湿機能付)1件、延長コード2件、電気洗濯機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A201900436、A201900904、A202000087、A202000127を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)  
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900436	令和元年8月23日	令和元年9月2日	食器乾燥機付流し台	CDND-180A	タカラスタANDARD株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品のリレー端子と制御基板のはんだ接続部が接触不良となり、異常発熱が生じて出火したものと推定されるが、リレー端子及び基板の接続部の焼損が著しく、接触不良が発生した原因の特定には至らなかった。	香川県	令和元年9月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900904	令和元年9月12日	令和元年12月6日	照明器具	KDR-4201(推定)(小泉産業株式会社ブランド)	中野電器株式会社(小泉産業株式会社ブランド)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、長期使用(43年)により、安定器の巻線の絶縁性能が低下したため、レイヤショートが生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	兵庫県	令和元年12月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000087	令和2年4月22日	令和2年5月7日	ノートパソコン	FMVS56DRC	富士通株式会社(現富士通クライアントコンピューティング株式会社)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルで内部短絡が生じて異常発熱し、出火したものと推定されるが、内部短絡が生じた原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和2年5月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000127	令和2年5月2日	令和2年5月27日	延長コード	NC-1560	株式会社ノア(輸入事業者)	火災	宿泊施設で当該製品から発煙する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、タップ内部の雷ガード用バリスター又はノイズフィルター用コンデンサーから出火したものと推定されるが、タップ内部の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	東京都	令和2年5月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100722	令和3年12月19日	令和3年12月23日	換気扇	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	青森県	
A202100723	令和3年11月28日	令和3年12月23日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和3年12月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年12月15日
A202100724	令和3年12月8日	令和3年12月23日	冷風機	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202100725	令和3年10月5日	令和3年12月23日	電動アシスト自転車	重傷1名 軽傷1名	幼児2名を自転車用幼児座席に乗せて当該製品で上り坂を走行中、バランスを崩し、転倒、使用者が重傷、幼児1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年12月13日
A202100726	令和3年12月3日	令和3年12月23日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災 軽傷1名	建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202100727	令和2年1月8日	令和3年12月23日	空気清浄機(加湿機能付)	重傷1名	当該製品を使用中、幼児(1歳)が当該製品の蒸気口で、右手に火傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年12月14日
A202100728	令和3年7月20日	令和3年12月23日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年9月17日に公表した扇風機に関する事故(A202100453)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年12月16日
A202100729	令和3年12月17日	令和3年12月24日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202100730	令和3年11月29日	令和3年12月24日	延長コード	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし

食器乾燥機付流し台（管理番号:A201900436）



照明器具（管理番号:A201900904）



延長コード（管理番号:A202000127）

